

まろらん



# 市政だより

昭和53年  
6月15日  
No. 438



6月11日 東地区サービスセンター

## 春の「町内会、自治会長と市長との懇談会」開く

この会議では、市内 176町会から79人が出席し、地域の切実な問題について熟っぽく懇談しました。

最も多かったのは、道路の整備、公園の整備、街路灯助成の引上げなどでした。寄せられた意見、要望は80町会から 212件で、これら貴重な声は、できるかぎり早急に実現するよう検討中です。今後とも町内会、自治会長さんの声が地域の声となり、市の方向となるよう積極的なご意見ご提案をお願いします。

### 主 な 内 容

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ●第2回市議会臨時会報告    | 2 |
| ●余暇をスポーツで～学校開放～ | 2 |
| ●国民健康保険だより      | 4 |
| ●移動児童劇場         | 6 |
| ●一般分譲住宅募集       | 6 |
| ●精神薄弱者巡回相談、判定会  | 7 |

# 余暇をスポーツで 小学校6校の体育館を開放



恋小学校、東園小学校、中島小学校、白鳥台小学校

▽期間  
各校とも十月三十一日まで

▽対象

一般市民(原則としてサークルグループに開放)

▽利用できる種目

バレーボール(施設の関係上女性だけ)、バスケットボール、バドミントン、卓球、空手、剣道

▽施設に準備されている器具

卓球台・ラケット、バドミントン・ラケット・ネット・ボール、バスケットボール、バレーボール

▽申込要領

・使用を希望するときは、申請書を提出し許可を受けて下さい。

(申請書は、各校と体育館にあります)

ります)

・使用の受付は、使用希望日の七日前から一カ月先まで申込みできます。

・使用の承認を受けた人は、使用承認書を携帯し、管理員または指導員に提示して下さい。

▽武揚・東園・中島・白鳥台の申込みは直接、当該校の開放時間内に管理員または指導員に申込み下さい。

▽桜が丘・母恋小学校の申込みは体育館へ申込み下さい。電話でも結構ですが使用当日までに申請書の手続きをして下さい。

▽使用にあたっては、管理員、指導員の指示に従って下さい。

不明の点は、体育館(☎七五二一)へ。

各校の日程は下表のとおりです

※印の使用については、体育館か学校にご相談下さい。

## 第二回市議会臨時会

### 特別土地 保有税 審議会条例を制定

第二回市議会臨時会が、さる五月二十六日午後一時から開かれました。

この議会では「室蘭市特別土地保有税審議会条例」の制定をはじめ、昭和五十三年度港湾整備特別会計の補正予算や、公共事業の大型発注の第一陣として朝陽、知利別小学校など五件の

工事請負契約など七件が審議されいずれも原案どおり可決されました。

「室蘭市特別土地保有税審議会条例」の制定は、さる四月一日から施行されている地方税法の一部改正により、特別土地保有税の納税義務の免除認定などを調査、審議する「審議会」の設置が義務づ

けられましたので、これを設置するための条例を制定したものです。

港湾整備特別会計の補正予算は十八億二千五百万円を追加し歳入歳出の総予算額を四十七億九千七百万円としました。

また、公共事業の発注にかかると、工事請負契約は、朝陽、知利別、本輪西小学校、蘭東中学校の政策と白鳥台に市営住宅を新築するためのものです。

曜日	時間	武揚	東園	中島	白鳥台	桜が丘	母恋
月	18時～20時	バスケットボール	バドミントン	バスケットボール	卓球		
火	〃	空手	卓球	バレーボール	フリースタイル	バレーボール	バレーボール
水	〃	剣道	バスケットボール	剣道	バレーボール	バレーボール	剣道
木	〃	バレーボール	バレーボール	剣道	バスケットボール	空手	少林寺拳法
金	〃	卓球、バドミントン フォークダンス	剣道	卓球、バドミントン	バドミントン	バレーボール	バレーボール
土	14時～15時 体力づくり(婦人)		※	14時～17時	14時～16時	14時～17時	14時～17時 バレーボール
	18時～20時 バレーボール、空手 (隔週)			バレーボール	バレーボール	フリースタイル	18時～20時 空手
日	9時～12時 剣道(スポーツ少年団)		※			9時～16時 フリースタイル	13時～17時 フリースタイル
	12時～16時 フリースタイル						

# 国民年金

## 通算年金制度

年金には国民年金や厚生年金など八つの年金制度（公的年金制度といっています）があります。

一生のうちには、いろいろな事情で仕事を変えたり、退職などで必ずしも一つの年金制度にずっと加入し続けるというわけにはいかない人も多いわけです。

例えば、サラリーマンを辞め自営業になれば、年金制度は厚生年金から国民年金に移ることになりますし、公務員から民間会社のサラリーマンになれば、共済組合から厚生年金にかわるわけです。また、サラリーマンで五十五歳で定年退職された人でも、六十歳にな

るまでの五年間を、国民年金に加入している人がたくさんおられます。このように年金制度を二つ以上渡り歩いた人に適用されるのが通算年金制度で、それぞれに加入した期間を通算（合計）した期間が年金を受ける条件を満たしていれば、それぞれに加入した分だけ、それぞれの年金制度から別々に出る仕組みになっています。

この通算年金制度にも、いろいろな原則や特例がありますが、今回は、年をとった時にもらう通算老齢年金（共済は通算退職年金）について、受けられる主な条件を説明してみます。（表1参照）

表1

〔例1〕

厚生年金 7年 + 共済組合 8年 + 国民年金 10年 = 25年

厚生年金 11年 + 国民年金 14年 = 25年

〔例2〕

厚生年金 10年 + 共済組合 10年 = 20年

〔例3〕（昭和36年4月以降期間）

① 共済組合 3年 + 厚生年金 4年 + 国民年金 5年 = 12年  
（大正6年8月生）

② 厚生年金 + 共済組合 + 国民年金  
← 合わせて10年以上 →

〔例4〕

S36.4.1

どの年金にも加入せず  
＜サラリーマンの妻の期間＞ 国民年金  
＜希望加入＞  
← 25年以上 →

厚生年金 どの年金にも加入せず  
＜サラリーマンの妻の期間＞ 国民年金  
＜希望加入＞

加入の手続き、相談は



が短縮される

生年月日によって受給資格期間

〔例三〕

生年月日によって受給資格期間

〔例一〕  
国民年金とその他の年金（厚生年金や共済組合など）を合計して二十五年以上

〔例二〕  
厚生年金と共済組合を合計して二十年以上  
共済組合は二十年加入すれば退職年金を受けられます。受給資格期間は厚生年金と同じですから、共済組合と厚生年金を合わせて二十年以上加入していれば、六十歳になると共済組合、厚生年金からそれぞれ通算年金が受けられるのが原則です。

〔例三〕  
生年月日によって受給資格期間

表2 何年で年金がもらえるか

～国民年金を含む場合～（太字は最低必要な加入期間）

生年月日	国民年金(老齢)	通算老齢年金
明44年4月2日以後	10年 特例老齢年金	10年
～45年4月1日以前		
大2年4月1日以前		
3年4月1日		
4年4月1日		
5年4月1日	7年1カ月	10年
6年4月1日	11年	11年
7年4月1日	12年	12年
8年4月1日	13年	13年
9年4月1日	14年	14年
10年4月1日	15年	15年
11年4月1日	16年	16年
12年4月1日	17年	17年
13年4月1日	18年	18年
14年4月1日	19年	19年
15年4月1日	20年	20年
昭22年4月1日	21年	21年
23年4月1日	22年	22年
24年4月1日	23年	23年
25年4月1日	24年	24年
以後	25年	25年

これまでも「市政だより」で何回か説明しましたが、表2の生年月日の人は、それぞれ短縮された期間で、年金の受給資格がつかず、通算年金でも同じことが言えます。①図では、大正六年八月生まれですが、十二年あれば通算年金の資格があります。

明治四十四年四月一日までに生まれた人（②図）は、昭和三十六年四月一日以後も、どれかの年金に加入していれば、すべての年金期間を合わせて十年以上あれば、通算年金がもらえます。

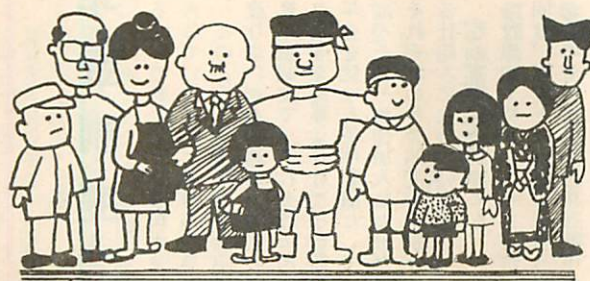
〔例四〕  
サラリーマンの妻で、どの年金にも加入していない期間（カラ期間）と年金に加入した期間と合わせ二十五年以上

妻は、国民年金に加入を希望すればいつでも入れる希望加入者（任意加入）です。昭和三十六年四月一日以降の期間で、どの年金にも加入していないサラリーマンの妻である期間がカラ期間とみなされ、実際の加入期間と合わせ二十五年以上あれば、六十五歳から通算老齢年金を受けられることになっています。

今までに述べた例に該当しない人でも、前に加入期間のある人は、掛けた年金保険料を無駄にしないためにも、必ず国民年金係（③図）に相談の上、なんとか年金権を獲得しましょう。

※今月は、年金保険料第一期分（四月～六月）の納期です!!

# みんなの理解と協力で 国保を守ろう



相互扶助の精神のもとに……

## 国民健康保険とは

私達は、だれでも住みよい社会  
明るい幸福な家庭生活を築きたい  
と願っております。家族のだから  
が病気で入院したり思わぬ事故で  
ケガをしたとき、多額の医療費の  
負担に家族のみなさんが苦しむ、  
生活のリズムがすっかり狂ってし  
まうかもれません。

国民健康保険の制度は、このよ  
うなときに、みなでお金（保険  
料）を出し合い、医療費の支払い  
についておたがいに助けあってい  
こうということから生まれた制度  
です。

## 国民健康保険



## 国民健康保険に

### 加入する人

他の医療保険（職場の健康保険  
共済組合、船員保険、日雇健康保  
険など）に加入している人、およ  
び生活保護をうけている人以外は  
みんな国民健康保険に加入しなけ  
ればなりません。

病気にかからないとか、お金を  
出すのがいやだとかという理由で  
保険に加入しない人は、万一病気  
などをした場合、多額の医療費が  
かかります。万一にそなえて必ず  
保険に加入するようにしてくださ  
い。

あなたは、現在、何にかの健康  
保険に加入しておりますでしょうか  
か保険のない方は、今日にでも市  
役所か、もよりの地区のサービス  
センターで手続きをしてください

## 国民健康保険の

### 医療費は誰が負担

### することになるのか

国保で病院などで診療をうけた  
場合、本人は三十％を支払います  
が、残りの七十％はいったい誰が  
負担するとお考えでしょうか。

多分、国が負担するのだら  
うと考えていたらそれは間違いで  
す。七十％のうち、ほぼ四十五％  
は国が負担します。

しかし、あとの二十五％は被保険  
者（加入者）の方々が納めた保険  
料で負担することになっておりま  
す。医療費は毎年とどまることを  
しらず増えつづけております。又  
今年二月には平均九・六％の医療  
費の値上げがありました。

このように医療費が増えてきま  
すとこれらに対処するためにほと  
うしても保険料を引き上げなけれ  
ばならないことになり、市として  
も財源確保には、いろいろ手をつ  
くしながらやりくりをしてきてお  
りますが、年々厳しい現状におか  
れております。



## 国民健康保険に

### ついでに問合せ

代表 22 1 1 1 1



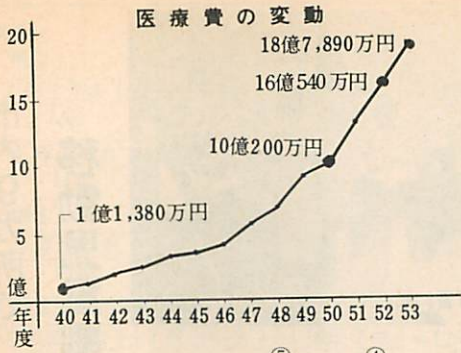
- 加入したり、やめたりすることについて (内線 4 5 4)
- 医療費の関係について (内線 4 5 3)
- 保険料のことについて (内線 4 5 2)
- 保険料の納入について (内線 4 5 5)
- 保険料の口座振込について (内線 4 5 6)

## なぜ医療費は

ふえつつけるか

その主な原因として

- ① 国保に加入している中で、おとしよりの占める割合が年々増えていること。
- ② おとしよりは、いろいろむずかしい病気を抱えており、いったん病気にかかるると非常に多い医療費がかかること。
- ③ 新しい技術や薬が出てきて高度の検査や治療の方法が開発されたこと。
- ④ 生活の水準が向上したために病院などにかかる人がふえたこと。
- ⑤ などの原因により医療費がふえてきたものと考えております



## 医療費を節約することは

できないか

- ① 病気の回復がおもわしくないとの理由で、すぐ他の病院などに移る人がいます。このことは医療費のまったく無駄づかいです。それは病院をかえることに同じような診療、検査、処置、投薬をうけるわけで、そのたびに医療費は二倍、三倍とふえることになるからです。
- ② 一度病院をきめたら、その病院のお医者さんを信用しましょう。家の近くに家族の健康のことについてなんでも相談できるお医者さんを持ちましょう。
- ③ 休日受診や、深夜、時間外受診は平常より高い医療費になるためこういう受診はなるべくさけるようにしましょう。
- ④ 病気を治すそのものは体力でするので、日常から体力づくりに心がけましょう。
- ⑤ 病気が早いうちに発見し、早く治療することが、一番理想的です。国保では、年一回胃腸病検診を無料で実施しておりますので検診をうけるようにしましょう。

このことにより、加入者の一人一人が心がけることにより、相当数の医療費が節約されることとなります。

## 国民健康保険財政は

なぜ苦しいか

国保の財政は医療費の支払いによって左右されるものです。医療費が年々ふえてくるにしがたが、国保の台所は危機に直面してまいります。

上の表にありますように昭和四十年一億一、三八〇万円、昭和五十年一億二、〇〇〇万円、昭和五十二年一億六、五〇〇万円と昭和四十年に比べて十四倍にも達しております。

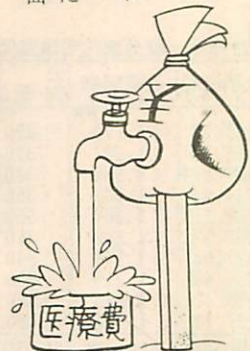
又、今年二月には平均九・六%の医療費の改正がありましたので今年度(昭和五十三年度)は一億七、八九〇万円の医療費が必要として予算を作成いたしております。

医療費の支払いがどんどんふえていくと国保財政は益々きびしい状態となりますが、国保事業は永久に存続しなければならぬため収支のバランスをとりながら健全な運営を行っていかねばなりません。

国保事業の円滑な運営を図るためには市といたしましては色々と財源確保に努めておりますが、医療費を支払うためにはやむをえず保険料を値上げしなければならぬことになってまいります。

保険料の値上げをすこしでもお

さえるためには、加入者の方々が常日頃から医療費に對しまして深い関心を持つように心がけるようにしていきましょう。



## 保険料の決め方

保険料は、前年(一月から十二月まで)の所得と、当年度の固定資産税(土地、家屋分)および被保険者数などを基準として決められます。

ただし、今年度は最高十九万円までです。

保険料は、被保険者となったその月から納めなければなりません。被保険者になったその月とは、職場の健康保険をやめたとき、あるいは、他の市町村から転入したときをいいます。

届け出は十四日以内となっておりますので届け出が遅れますと被保険者としての資格がある時までさかのぼって保険料を納めなければならぬこととなります。

## 保険料の納め方

毎年七月十五日に保険料の納入通知書を各家庭に郵送してありますが、年度の途中で職場の健康保

険をやめたり、入ったり、他市町村からの転入、転出また、お子さんが生まれたたり、家族の方が亡くなったたりなどにより変動があったときは、その世帯主の届け出によって保険料を計算し直し、別の納入通知書を発行いたします。

保険料を納める期間は、次のとおりです。

第一期	七月十六日から七月三十一日まで
第二期	八月十六日から八月三十一日まで
第三期	九月十六日から九月三十一日まで
第四期	十月十六日から十月三十一日まで
第五期	十一月十六日から十一月三十日まで
第六期	十二月十六日から十二月二十八日まで

なお、納期内にやむをえず納めることができない方には分納、延納の方法もありますので、担当係まで申し出てください。

**保険料の納入は口座振替をご利用ください**

保険料を、あなたの取引銀行口座から納入しますと手数もかからず大変便利です。

申込みは、市役所国民健康保険の窓口か、電話でご連絡ください。お宅まで出向いて手続きをとりますのでどうぞご利用ください。

# 市内9カ所で

## 移動児童劇場 開催



練習に励む 大地の皆さん

教育委員会では、劇団「大地」の協力を得て、幼児、児童を対象に、移動児童劇場を市内9カ所で開催します。

- 〈日程〉
- 六月十八日(日) 母恋地区サービスセンター 十四時～十六時
  - 七月二日(日) 輪西児童館 十一時～十三時 東地区サービスセンター 十五時～十七時
  - 七月九日(日) 本輪西部地区サービスセンター 十一時～十三時 高砂地区サービスセンター 十五時～十七時
  - 七月十六日(日)

### 港南児童館

十一時～十三時  
文化センター

十五時～十七時

○七月二十三日(日)

白鳥台児童館

十一時～十三時  
蘭東児童館

十五時～十七時

### 〈内容〉

(一)人形劇「ペロ出しチョンマ」

(二)おはなし「お月さんもいろいろ」

(三)児童劇「和尚さんと小僧さん」

くわしくは、文化センター(☎②三一五六)へ

### 第23回

## 市民音楽祭

6月24日、25日

▽会場 文化センター大ホール

・二十四日(土) 出演

ライオンズ少年少女合唱団、さ

ざなみコーラス、ポアロシニョ

ール、伊達高音楽部、カトリッ

ク女子高合唱部、室蘭東高マン

ドリンクラブ、室蘭商業高マン

ドリンクラブ、室工大クラシッ

クギタークラブ、室蘭工業高吹

奏楽部、室蘭大谷高吹奏楽部、

二十五日(日) 出演

室蘭清水高合唱部、室蘭清水高

吹奏楽部、室工大ギタークラブ

シルバーH.G.、フロイデ合唱団

室蘭混声合唱団、新日鉄ギター

アンサンブル、室蘭ギターアン

サンブル、室蘭絃楽合奏団、新

日鉄吹奏楽部

※時間は、いずれも十七時三十分

開場、十八時開演です。

入場料は二百円です。くわしく

は、文化センター(☎②三一五六)

へ。

## 詩吟教室開講

勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームでは、市内に

居住、または勤務する十五歳から

二十四歳までの働く青少年を対象

に、詩吟講座を開講します。受講

希望の人は直接ホーム窓口へ申込

み下さい。電話での申込みには応

じられません。

▽開講日 七月三日(月) から

十四回

▽時間 十八時三十分～二十時

三十分

▽定員 二十人

※テキスト代として二千四百円(

二冊分) かります。

▽申込み、問合せ先

勤労青少年ホーム(東町一一二

〇一七〇④一三三五)

## 一般分譲住宅募集

住宅金融公庫融資、北海道  
住宅供給公社割賦払制度付

北海道住宅供給公社では、昭和

五十三年度に一般分譲住宅の募集

をします。

▽構造 プレハブ造

▽場所 白鳥台四丁目

▽概要

譲渡予定価格から公庫融資金

と公社割賦金を差引いた額が自

己資金になります。自己資金は

最高三百万円以内で、今年中に

建物の引渡しをします。

今年度の公庫の金利は、年利

五・〇五%です。

▽受付

北海道住宅供給公社室蘭出張所

(市役所住宅課内)

▽期間

六月十九日(月) から二十四日

(土) まで

▽設計施工

㈱栗林ミサワホーム

くわしくは、住宅課住宅係(☎

②一一二一内線五八一) へ。

白鳥台団地一般分譲住宅譲渡価額

区画番号	地積(m)	譲渡価額 万円	社金	
			公割 万円	頭金 万円
34-6	251.73	1,170	320	260
5	265.57	1,227	370	267
4	259.17	1,180	330	260
3	249.44	1,205	350	260
32-22	280.51	1,209	350	269
23-13	250.39	1,168	310	268
23-9	271.64	1,197	340	267
24-11	259.68	1,219	360	269
10	253.41	1,175	320	265
9	237.70	1,154	300	264

※ 公庫の融資金は一率 590万円です

室蘭・地球岬灯台を舞台に

HBCテレビ 日曜劇場

「おかしな夫婦」

▶ 日時 6月25日(日) 21:00～21:55

▶ 出演 上条恒彦・倍賞千恵子・横山道代・杉山とく子……

## 農業委員会委員選挙 立候補受付

7月4日、5日

農業委員会委員選挙の投票日は

七月十四日です。

立候補受付は、七月四、五日八

時三十分から十七時まで市選挙管

理委員会事務局(市役所四階②

一一一内線六二一、六二二②

六七三) で受け付けます。



# あなたの健康管理に アドバイス

テレフォン・サービス  
23局5151番

市では、皆さんの健康管理に役立てていただくため、毎日テレフォンサービスをしています。  
「保健衛生一口メモ」で、あなたの健康管理のお手伝いをしますので、ぜひ、ダイヤルして下さい  
〈内容と時間〉  
・月、火曜日  
乳幼児の健康メモ  
・水、木、金曜日  
大人の健康メモ  
・土、日曜日  
栄養、その他全般のメモ  
平日 十四時～翌朝九時  
土、日、祭日 一昼夜  
「保健衛生一口メモ」の七月のテーマ(予定)をお知らせします  
▽一日(土)、二日(日)  
夢のお話  
▽三日(月)、四日(火)

- 赤ちゃんも日光浴  
▽五日(水)、六日(木)、七日(金)  
主婦ドックのすすめ  
▽八日(土)、九日(日)  
不快な便秘予防と脱出  
▽十日(月)、十一日(火)  
赤ちゃんの衣類  
▽十二日(水)、十三日(木)  
十四日(金)  
心筋こわすの予防  
▽十五日(土)、十六日(日)  
夏バテ早期作戦(夏の体力づくり)  
▽十七日(月)、十八日(火)  
お母さんは赤ちゃんの食欲に欲張り  
▽十九日(水)、二十日(木)  
二十一日(金)  
▽二十二日(土)、二十三日(日)  
昼食には油っこいものを  
▽二十四日(月)、二十五日(火)  
赤ちゃんの海水浴  
▽二十六日(水)、二十七日(木)  
二十八日(金)  
妊娠中毒症を防ぐには  
▽二十九日(土)、三十日(日)  
昼寝の効用  
▽三十一日(月)  
離乳食を考えろ

- ▽日時  
七月十二日(水)、十三日(木)  
いずれも九時～十五時  
▽会場  
文化センター(二階)  
▽申込み  
書類作成などのこともあります

**犬の登録と注射は  
お済みですか**

四月に五十三年度の畜犬登録及び狂犬病予防注射を実施しましたが、まだ受けていない飼い犬がいます。未登録、未注射の犬は、至急、獣医科医院で受けて下さい。また、何かの都合で受けること

**胃・子宮がん検診受付**

胃及び子宮がん検診の申込みを七月十五日まで受付けています。この機会に、受診をおすすめします。

〈胃集団検診〉  
・検診予定日  
八月十二日から十月二日まで  
・検診料 二千二百円  
〈婦人科(子宮がん)検診〉  
・検診予定日  
七月二十八日から八月五日まで  
・検診料 千七百円

▽申込み、問合せは、衛生課保健係(☎〇一一一内線四三三、四三四、四三六)へくわしくは、市政だより六月一日号をご覧ください。

23局5000番

- 赤ちゃんも日光浴  
▽五日(水)、六日(木)、七日(金)  
主婦ドックのすすめ  
▽八日(土)、九日(日)  
不快な便秘予防と脱出  
▽十日(月)、十一日(火)  
赤ちゃんの衣類  
▽十二日(水)、十三日(木)  
十四日(金)  
心筋こわすの予防  
▽十五日(土)、十六日(日)  
夏バテ早期作戦(夏の体力づくり)  
▽十七日(月)、十八日(火)  
お母さんは赤ちゃんの食欲に欲張り  
▽十九日(水)、二十日(木)  
二十一日(金)  
▽二十二日(土)、二十三日(日)  
昼食には油っこいものを  
▽二十四日(月)、二十五日(火)  
赤ちゃんの海水浴  
▽二十六日(水)、二十七日(木)  
二十八日(金)  
妊娠中毒症を防ぐには  
▽二十九日(土)、三十日(日)  
昼寝の効用  
▽三十一日(月)  
離乳食を考えろ

**精神薄弱者巡回相談  
判定会**

7月12、13日

市では、北海道精神薄弱者更生相談所の協力を得て、満十八歳以上を対象とした精神薄弱者について、無料で診断、判定、治療などの相談及び助言、指導を行い、適切な保護と自立更生意欲の向上を図るため、「精神薄弱者の巡回相談、判定会」を実施します。

また療育手帳の交付を受けていない人は、この機会をご利用下さい。

**老人医療費受給者証の  
更新をお忘れなく**

現在使用している「老人医療費受給者証」は、六月三十日で有効期限が切れますので使用できなくなります。七月一日から使用する新しい「受給者証」は各家庭に郵送しますが、もし月末までに届かない場合は、保険年金課医療給付係(☎〇一一一内線四八七)にご連絡下さい。

なお、次の項目に該当する人は届出をして下さい。  
一、住所変更の場合(印鑑と受給者証)  
二、保険変更の場合(印鑑と新しい保険証)  
手続きは、保険年金課医療給付係(市役所一階)まで

ので、直接市役所福祉課において下さい。  
くわしくは、福祉課福祉係(☎〇一一一内線四六三、四六四、四六七)へ。

ができない犬や、いなくなったり所有者及び住所などに変更があった場合は、衛生課保健係(☎〇一一一内線四三三、四三二)へ、ご連絡下さい。  
未登録、未注射犬を飼っていると狂犬病予防法により、三万円以下の罰金を課せられることがあります。  
室内(座敷)犬も登録と注射を受けなければなりません。

今月は道市民税第一期の納期です。

納税には便利な口座振替をご利用下さい。

〈乳幼児相談〉 無料

7月4日 衛生課本輪西分室  
5日 市役所保健室  
6日 輪西市民会館  
17日 中島地区  
以上時間 10:00～11:00  
13:00～15:00

7月7日 白鳥台地区  
以上時間 13:00～14:00

〈6カ月児検診〉 無料

7月18日 中島地区  
19日 本輪西地区  
20日 輪西市民会館  
21日 労働会館

以上時間 12:30～13:30  
対象 昭和52年12月生まれの赤ちゃん。

※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので直接会場へおいで下さい。

〈離乳食講習会〉 無料

8月7日 衛生課輪西分室  
時間 13:00～15:00  
定員 30人

対象 昭和53年4月・5月生まれの赤ちゃんをおもちのお母さん。

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。

〈一般健康相談〉 無料

7月10日 衛生課輪西分室  
以上時間 10:30～11:30  
13:00～15:00

※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する養育上の問題、家族計画その他について気軽に相談下さい。

〈定時予防接種〉

7月実施分

4、11、18、25日  
市役所保健室

5、12、19、26日  
中島地区

6、13、27日  
衛生課本輪西分室

20日 白鳥台地区

7、14、21、28日  
衛生課輪西分室

受付時間 13:00～13:45

◎種目

・3種混合 無料  
1期、2期 24カ月～48カ月に至る期間に接種。

・破傷風 有料1回 140円

1カ月間隔で2回接種  
翌年追加接種

・日本脳炎 有料1回490円

接種時期は5～7月の期間に1～2週間間隔で2回、満3歳以上の道外旅行者におすすしめします。

☆予防接種についての禁忌事項(下記に該当する方は接種できませんのでよくお読みになってから会場へおいで下さい。)

- 1.発熱している人又は著しい栄養障害者。
- 2.心臓血管系疾患、腎臓疾患又は肝臓疾患にかかっている人で、この疾患が急性期若しくは増悪期又は活動期にあるもの。
- 3.接種液の成分によりアレルギーを呈するおそれがあることが明らかな人。
- 4.接種液により異常な副反応を呈したことがあることが明らかな人。
- 5.接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことがあることが明らかな人。
- 6.妊婦
- 7.急性灰白髄炎(ポリオ生ワク)、麻疹、風しん若しくはBCGの予防接種を受けた後1カ月を経過していない人。
- 8.前各号に掲げる者のほか予防接種を行うことが不適当な状態にある人。

〈成人病検診〉 無料

対象 市内に居住する30歳から64歳までの方

検診内容  
(1)身長・体重測定  
(2)血圧測定・検尿  
(3)保健指導

実施日時及び場所(7月分)

10日 市役所保健室  
11日 中島地区  
12日 高砂地区  
13日 衛生課輪西分室  
14日 白鳥台地区  
24日 中島地区  
25日 港北町会館  
26日 高砂地区  
27日 祝津地区

受付時間 10:00～11:30  
13:00～15:30

〈結核検診〉 無料

・レントゲン撮影(7月分)

4日 衛生課本輪西分室  
5日 市役所保健室  
6日 衛生課輪西分室  
7日 白鳥台地区  
10日 市役所保健室  
11日 中島地区  
12日 高砂地区  
13日 衛生課輪西分室  
14日 白鳥台地区  
17日 中島地区  
18日 中島地区  
19日 衛生課本輪西分室  
20日 衛生課輪西分室  
24日 中島地区  
25日 港北町会館  
26日 高砂地区  
27日 祝津地区  
28日 医師会館  
29日 医師会館  
31日 医師会館  
時間 10:00～11:30  
13:00～15:30

〈赤ちゃんと妊産婦に牛乳または粉乳を無料支給〉

市では、生活保護世帯、市民税非課税世帯、所得税非課税世帯の乳児と妊産婦に牛乳または粉乳を無料で支給しています。

ただし、乳児については体重制限があります。該当者は、印かんと母子手帳を持参の上、衛生課保健係までおいで下さい

〈3歳児検診〉 保健所主催

7月12日 輪西市民会館  
対象 昭和50年4、5月生まれで大沢町から日の出町、高平町から白鳥台に居住する幼児。  
7月13日 労働会館  
対象 昭和50年4～6月生まれで絵鞆町から御崎町に居住する幼児

〈先天性股関節脱臼検診〉 保健所主催

7月28日 室蘭保健所  
時間 10:00～11:30  
13:00～15:00  
対象 生後3カ月から6カ月の乳児。



定員 50名  
料金 670円

申込方法

室蘭保健所普及課(幸町9-11 TEL22-9131)へ申込み下さい。

休日夜間の医療機関利用について

皆さんや、家族の中には休日とか夜間に急に発病して医療機関にかからなければいけないことがあると思いますが、このような急病患者のために室蘭市医師会では急患診察医制度を設けさらには、室蘭、登別急病センターを設置運営しております。

日中から身体の具合が悪いのに我慢をして昼間で済む方々まで、この急患診察医や、急病センターに夜、押しかけられますと、本当に急を要する患者さんに手が廻りかねることがおきます。急患診察医制度と急病センターは、一般の医療機関が診療を終った後で、急に発病した患者さんを診るための施設ですので、この点お間違いないようご利用下さい。又各地区の急患診察医については、毎日報道機関を通じてお知らせしておりますが、都合により急に変更となる場合もありますので、医師会テレホンサービス454329で確認の上ご利用下さい。

なお急病、救急の患者搬送には消防の救急車が利用されますが、年々救急車の出動件数は増加の傾向にあります。救急車利用患者の中には、かなりの数の軽症患者が含まれておりますが救急活動本来業務の重症患者発生の際に支障をきたすことがありますので、この点ご留意の上ご利用願います。